

三 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）

改 正 案

（議決権について準用する会社法の読み替え）

第四条の四 法第十二条第七項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第三百十条第六項	電磁的記録	第三百十条第六項	電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第三百十二条第一項	電磁的方法による	第三百十二条第一項	電磁的方法による

（議決権について準用する会社法の読み替え）

第四条の四 法第十二条第七項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第三百十条第六項	電磁的記録	第三百十条第六項	電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第三百十二条第一項	電磁的方法による	第三百十二条第一項	電磁的方法による

現 行

第九条の三 削除	第三百十二条第 四項	
	電磁的記録	
	電磁的記録（信用 金庫法第二十三条 第二項に規定する 電磁的記録をい う。）	<p>三項に規定する電 磁的方法をいう。</p> <p>以下この項及び第 三項において同 じ。）による</p>

第九条の二 法第六十四条の規定において金庫の清算人について 会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的 読替えは、次の表のとおりとする。	第三百十二条第 四項	
株式会社	第三百十二条第 四項	電磁的記録
株式会社	句	電磁的記録（信用 金庫法第二十三条 第二項に規定する 電磁的記録をい う。次項において 同じ。）
清算金庫	読み替える字句	読み替える字句

第三百五十七条	株主（監査役設置）	会社にあつては、	監事
第一項	株式会社	株式を有する株主	監査役
第二項	監査役設置会社	監査役設置会社	

2

法第六十四条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
株式会社	株式会社	清算金庫
第一項及び第三項から第五項まで	第八百四十七条	第八百四十八条
第八百四十八条	第八百四十九条	第八百四十九条
第一項	第一項	第一項
株式会社等 (以下この節において「株式会社又は株式 交換等完全子会社」といって「株式会社」 等」という。)	株式会社等 (以下この節において「株式会社又は株式 交換等完全子会社」といって「株式会社」 等」という。)	株式会社等 (以下この節において「株式会社又は株式 交換等完全子会社」といって「株式会社」 等」という。)
会社等が、当該株式 又は最終完全親会社 交換等完全親会社等、株式	会社等が、当該株式 又は最終完全親会社 交換等完全親会社等、株式	会社等が、当該株式 又は最終完全親会社 交換等完全親会社等、株式
清算金庫が、	清算金庫	清算金庫

(金庫の登記について準用する商業登記法の読み替え)

第三項第一号	第八百四十九条	株式会社等	監査役設置会社	る株式会社の区分	完全子会社等である株式会社の区分	終完全親会社等の子会社又は当該最完全子会社等である株式会社の交換等完全親会社の株式交換等完全
三条第一項 びに第八百五十 三項第一項並 項及び第二項並 百五十二条第一 三項まで、第八 項、第八百五十 条第一項から第 三項及び第五 第四項及び第五 第八百四十九条	清算金庫	清算金庫	清算金庫の区分			

(金庫の登記について準用する商業登記法の読み替え)

第九条の五 法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

登記法の規定	読み替える商業	読み替えられる字句	登記法の規定	読み替える商業	読み替えられる字句
第七十一条第三項	会社法第四百七十一条第一項第一号	信用金庫法第六十条一号	第七十一条第三項	会社法第四百七十一条第一項第一号	信用金庫法第六十条一号
第八十二条第三項	同法第四百八十三条第四項	三条において準用する会社法第四百八十三条第四項	第八十二条第三項	同法第四百八十三条第四項	三条において準用する会社法第四百八十三条第四項

第九条の五 法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

登記法の規定	読み替える商業	読み替えられる字句	登記法の規定	読み替える商業	読み替えられる字句
第七十一条第三項	会社法第四百七十一条第一項第一号	信用金庫法第六十条一号	第七十一条第三項	会社法第四百七十一条第一項第一号	信用金庫法第六十条一号
第八十二条第三項	同法第四百八十三条第四項	三条において準用する会社法第四百八十三条第四項	第八十二条第三項	同法第四百八十三条第四項	三条において準用する会社法第四百八十三条第四項

二 第一百四十六条の	商業登記法	信用金庫法第八十 五条において準用 する商業登記法
---------------	-------	---------------------------------

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------